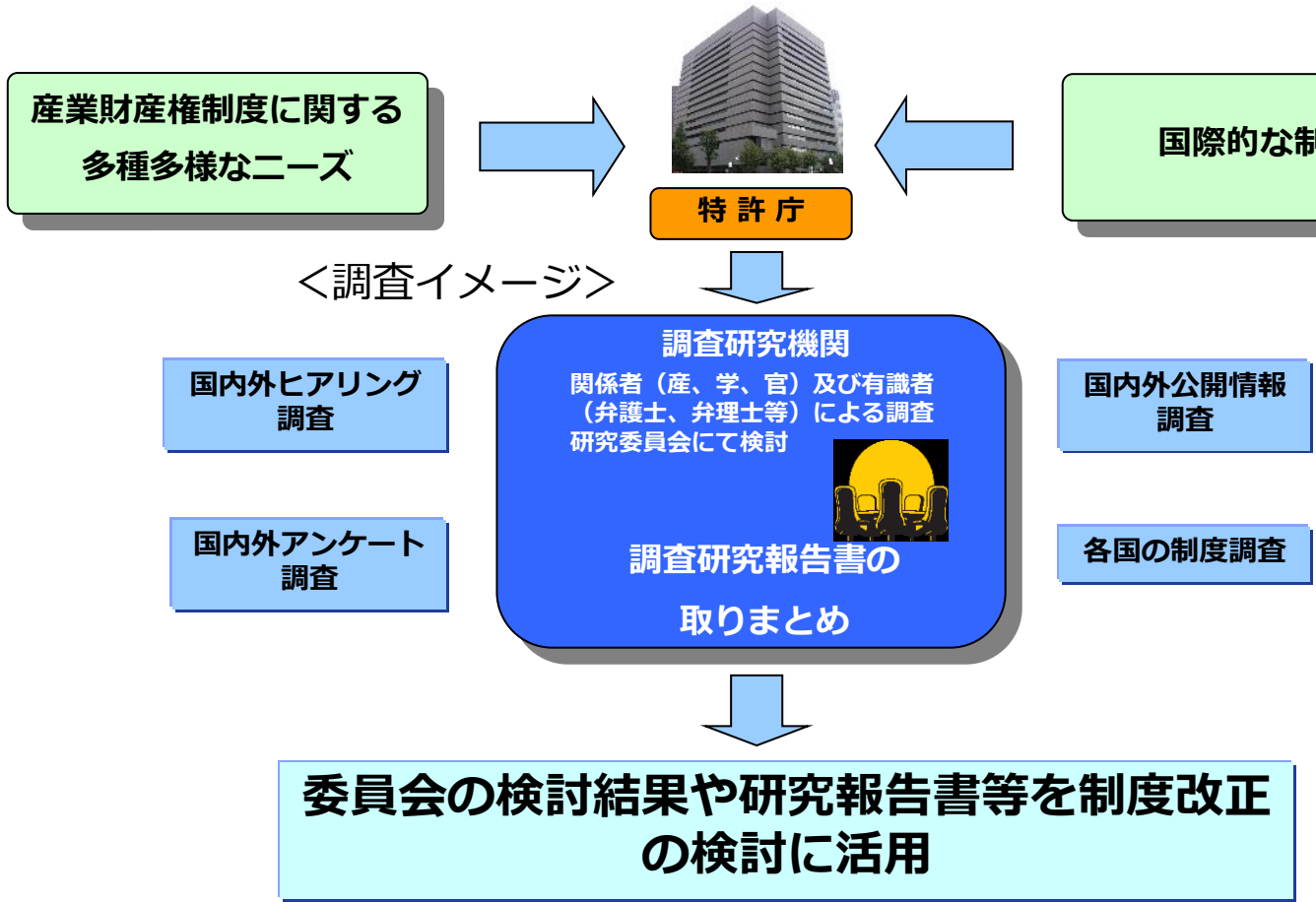


イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究について

- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和7年度研究テーマ一覧「イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

<お問い合わせ先>
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101 (内2152)

調査の俯瞰図

背景

日本国特許庁に対する特許出願件数は、中国、米国に次いで世界第3位に位置しているところ、外国からの特許出願件数を見ると、近年は漸増傾向にあるものの、外国人からの出願比率は、米国や欧州に比べて高いとはいえない状況にある。

目的

我が国では人口減少に伴い市場停滞が見込まれ、外国からの特許出願減少が懸念される。そこで、米欧と比べ日本国特許庁が選ばれにくい要因を分析し、ユーザーニーズに即した受入環境の在り方とメリット・デメリットを比較検討し、外国からの出願を呼び込むための環境整備等に反映していくことを目的とする。

■ 国内アンケート調査

対象：国内企業等220者、外資系企業80者、代理人・代理人事務所200者

■ 国内ヒアリング調査

対象：国内企業等5者、外資系企業5者、代理人・代理人事務所5者及び法学者5者

■ 公開情報調査

2020から2025年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、インターネット情報等を中心に、本調査研究に関する文献・情報を調査、整理分析した。

まとめ

公開情報調査、国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査から得られた調査結果を総合的に分析し、調査研究報告書及びそれを要約した報告書（要約版）を取りまとめた。

1. 本調査研究の背景・目的

2. 本調査研究の実施方法

2.1. 公開情報調査

2.2. アンケート調査

2.3. ヒアリング調査

3. 調査結果

3.1. 公開情報調査

3.2. アンケート調査

3.3. ヒアリング調査

4. まとめ

日本国特許庁における特許出願に占める外国からの出願の割合は、米国や欧州と比べて相対的に高いとは言い切れない。今後、我が国におけるイノベーション創出を一層促進する観点からは、外国からの特許出願の更なる呼び込みを通じて、国際的な知財活動を我が国に誘引していくことが一つの論点となり得る。

このための方策の一つとして、外国から特許出願する際に必要な翻訳コストを、機械翻訳の活用等によって下げることが考えられる。しかし、機械翻訳の活用に当たっては、出願人による機械翻訳文を原本とする態様のほか、特許庁による機械翻訳文を原本とする態様、外国語原文を原本として機械翻訳文を参考資料とする態様など、様々な態様が想定される。他方、機械翻訳文に基づく審査や公報の発行、権利行使等は、出願人に加えて第三者にも影響を及ぼす可能性がある。

そこで、外国からの出願受入れに関する現状認識や課題感について、ユーザーから広く意見を聴取するとともに、ユーザーニーズに即した受け入れ環境の在り方、それらを採用した際のメリット・デメリットを比較・検討することを目的として、本調査研究を実施した。

(1) 公開情報調査

2020年から2025年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、インターネット情報等を中心に、日本、米国、欧州、独国、英国、中国、韓国を含む国内外の知財庁における現状などを調査した上で、本調査研究に関する文献・情報を整理分析し、後述するアンケート調査やヒアリング調査の基礎情報としてまとめた。

(2) アンケート調査

①外国からの特許出願に係る課題、②現在の外国語出願の受け入れ環境に対する対応、③将来の外国語出願の受け入れ環境の在り方等について、出願人における個別の状況を把握するため、2019年～2023年に日本国特許庁に対して出願手続をした国内企業等 220者、外資系企業80者及び代理人・代理人事務所200者に対して、アンケート調査を実施した。

- **調査期間**：令和7年10月27日～同年11月30日
- **実施方法**：対象者にアンケート調査質問票を郵送し、対象者は郵送、メール又はWebで回答
 - 回答者数：209者（41.8%）（内、国内企業等114者（51.8%）、外資系企業15者（18.8%）、代理人・代理人事務所80者（40.0%）

(3) ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、①外国からの特許出願に係る課題、②機械翻訳の訳質のユーザー評価、③外国語書面に基づいた手続（特許出願・審査・公開）に対する法制面の課題等に関する意識・現状を具体的に把握するため、国内企業等5者（②を中心に調査）、外資系企業5者（①を中心に調査）、代理人・代理人事務所5者（①及び②を中心に調査）及び法学者5者（②及び③を中心に調査）に対してヒアリング調査を実施した。

- **調査期間**：令和7年12月3日～令和8年2月4日
- **実施方法**：事前に対象者に質問票を送付した上で、その質問票に沿ってオンライン形式で実施
 - 機械翻訳は、一般に広く利用されている「DeepL」及び特許庁と研究の連携を行ってきた自動翻訳エンジンである「みんなの自動翻訳@TexTra」の2種類を使用
 - 機械翻訳のユーザー評価は、特許庁が公開している「特許文献機械翻訳の品質評価手順」に準拠

3.1. 公開情報調査

3.2. アンケート調査

3.3. ヒアリング調査

①外国語書面による出願制度

- 日本には、外国語で記載した書面により出願できる制度として、外国語書面出願制度（特許法第36条の2）がある。
- 特許手続に係る書面は原則として日本語で作成する（特許法施行規則第2条）一方、本制度はその例外として位置付けられている。

■ 手続きの流れ

- ・ 外国語書面が出願（明細書・請求項・図面・要約書）
- ・ 出願日から1年4月以内に日本語翻訳文を提出
（※分割出願等の場合は、現実の出願日から2月以内も可能）
- ・ 日本語翻訳文が「当初明細書等」とみなされ、審査・設定登録の対象となる
- ・ 翻訳文が未提出の場合、その旨の通知が行われ、通知日から2月以内に翻訳文を提出できる
→それでも未提出の場合、みなし取下げとなる（未提出が故意でない場合、回復措置あり）

■ 制度導入の背景（平成6年改正）

- ・ 翻訳作業の時間的負担を軽減すること、誤訳があった場合の訂正が困難だった問題に対応する目的で導入

■ 諸外国の制度

- ・ 米国：英語以外の言語で提出された書類は、英語翻訳の提出が必要
- ・ EPO：公用語（英・仏・独）以外の言語で提出された書類は、出願から2月以内に公用語の翻訳の提出が必要
- ・ 韓国：翻訳文提出期限、翻訳文の差替え、誤訳訂正等の枠組みあり

②外国語による出願に対する国内ユーザーの要望

- ▶ 外国からの特許出願件数は、中国からの出願が増加している。
- ▶ 一方、欧米からの出願は伸び悩んでいる。

⇒出願に際して日本語への翻訳文が必要であり、当該翻訳コストが出願が伸び悩む一つの要因として挙げられている。

■ 「デザイン経営プロジェクト」レポート（特許庁、2019年4月）

- ・ 欧米企業のニーズ・課題として、「特許にならないものに翻訳コストをかけたくない」、「特許になることが予見できれば翻訳コストはいとわない」との意見が示されている。

■ 弁理士会平成28年度特許委員会第1部会「各国の特許制度の比較に基づき日本の特許制度・実用新案制度の改正・改良へ向けて検討すべき事項」

- ・ 一方、日本は、あらゆる外国語での特許出願が可能であり、外国語（英語を除く外国語も含む）の明細書等しか存在しない場合であっても、日本を第一国として外国語書面出願をすることによって、出願日や優先日の確保を図ることができる点は、ユーザーフレンドリーであるという意見も示されている。

③ユーザーの翻訳コストの低減につながる施策（1/2）

➤ 翻訳コスト低減に向けて参考になる施策として、欧州のロンドン・アグリーメント、欧州単一特許制度がある。

■ ロンドン・アグリーメント（2008年5月発効）

欧州特許庁の公用語（英語・ドイツ語・フランス語）を自国公用語とする国
→自国語による明細書翻訳文の提出不要

公用語を自国公用語としない国
→公用語のいずれかを指定してその言語による明細書翻訳文の提出を要求できるほか、
自国公用語によるクレーム翻訳文を要求できる

侵害訴訟等の紛争
→被疑侵害者又は裁判所等の求めに応じ、各国公用語への翻訳文を提出する必要がある

目的：特許付与後の各国言語翻訳負担の軽減

背景：従来の欧州特許条約の下では、特許付与後、指定国ごとに明細書全文及びクレームを各国公用語へ翻訳する必要があったため、翻訳費用が高額となり、ユーザーの大きな負担となっていた

加盟国：欧州特許条約締約国39か国中23か国

効果：欧州委員会の試算として、全翻訳料が約30%削減されることが示された

③ユーザーの翻訳コストの低減につながる施策（2/2）

➤ 翻訳コスト低減に向けて参考になる施策として、欧州のロンドン・アグリーメント、欧州単一特許制度がある。

■ 欧州単一特許制度（2023年6月発効）

欧州特許庁（EPO）が特許性を認めた発明について、単一特許参加国において統一的効力を有する単一特許の登録を可能とする制度

- ・ 欧州特許庁の公用語（英語・ドイツ語・フランス語）のいずれかで審査
- ・ 特許付与後は原則として追加翻訳を要求しない
- ・ 侵害訴訟時には、被疑侵害者又は裁判所の求めに応じ、他のEU加盟国公用語への翻訳が必要となる場合がある
- ・ 公用語以外で出願する出願人に対して、限度額まで翻訳費用を補償
- ・ 単一特許に関する紛争は統一特許裁判所（UPC）が管轄

参加国：18か国（2025年11月時点）

④機械翻訳の活用（日本）（1/2）

➤ 各国特許庁では、特許文献の多言語化に対応するため機械翻訳の活用が進められている。

■ 特許庁（JPO）の機械翻訳プラットフォーム（MTP）

- ・ 2019年5月から稼働
- ・ ニューラル機械翻訳等の複数の翻訳エンジンを組み合わせたクラウド基盤
- ・ 日本の審査情報・公報を英語へリアルタイム翻訳

■ 外国特許文献の翻訳・検索

- ・ 中国・韓国の特許公報、中国の特許等の審決
- 日本語に機械翻訳して検索システムに蓄積
→ J-PlatPat、OPD、FOPISERを通じて機械翻訳を提供

■ 審査官向け検索システム

- ・ 米国・欧州・世界知的所有権機関（WIPO）の英語特許文献を日本語に機械翻訳して蓄積
- 日本語で検索・照会可能

■ 機械翻訳に関する調査研究報告書、調査研究で作成したコーパス、辞書データ等の提供（JPO）

④機械翻訳の活用（欧州・韓国）（2/2）

➤ 各国特許庁では、特許文献の多言語化に対応するため機械翻訳の活用が進められている。

■ 欧州（EPO）Patent Translate

- ・ 2012年3月提供開始
 - ・ Googleと共同開発した機械翻訳サービス
 - ・ Espacenet / European Patent Registerで無料提供
 - ・ 対応言語：EU加盟国公用語（28言語）＋日本語・中国語・韓国語・ロシア語
- 計32言語（2026年3月時点）の出願の公報の機械翻訳が閲覧可能
- ✓ 欧州単一特許制度との関係（欧州単一特許制度の翻訳言語規則）
- ・ 機械翻訳の性能評価のため独立の専門委員会を設置
 - ・ EU加盟国公用語への高品質機械翻訳の利用可能性を客観的に評価
（移行期間）ドイツ語・フランス語出願 → 英語翻訳が必要
- 移行期間後 → 全EU加盟国の公用語へ機械翻訳

■ 韓国（KIPO）KIPOnet

- ・ 出願から申請から登録、裁判、官報発行までをデジタル化する統合情報システム
- ・ 特許検索、翻訳、CPCコード分類等にAIやビッグデータ等の技術を適用
- ・ 対応言語：英語（2019）、中国語・フランス語・ドイツ語・ロシア語（2020）、日本語（2022）の順で拡大

①国内企業等

➤ 国内企業等を対象にアンケートを実施し、以下の項目について回答を得た。

（質問項目A）回答者の属性

（質問項目B）外国からの特許出願に係る課題

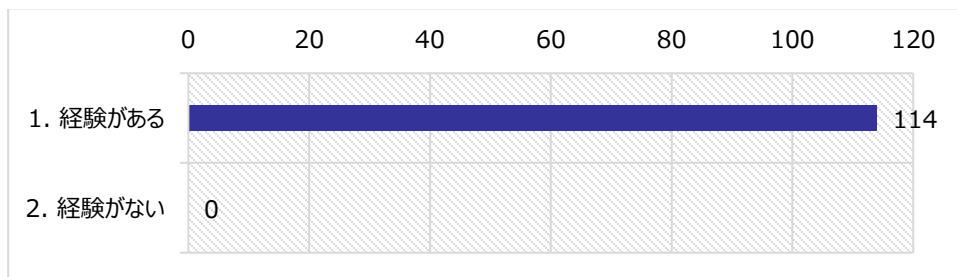
（質問項目C）現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

（質問項目D）外国語出願の受け入れ環境の在り方

■ 回答者の属性等（質問項目A）（1/2）

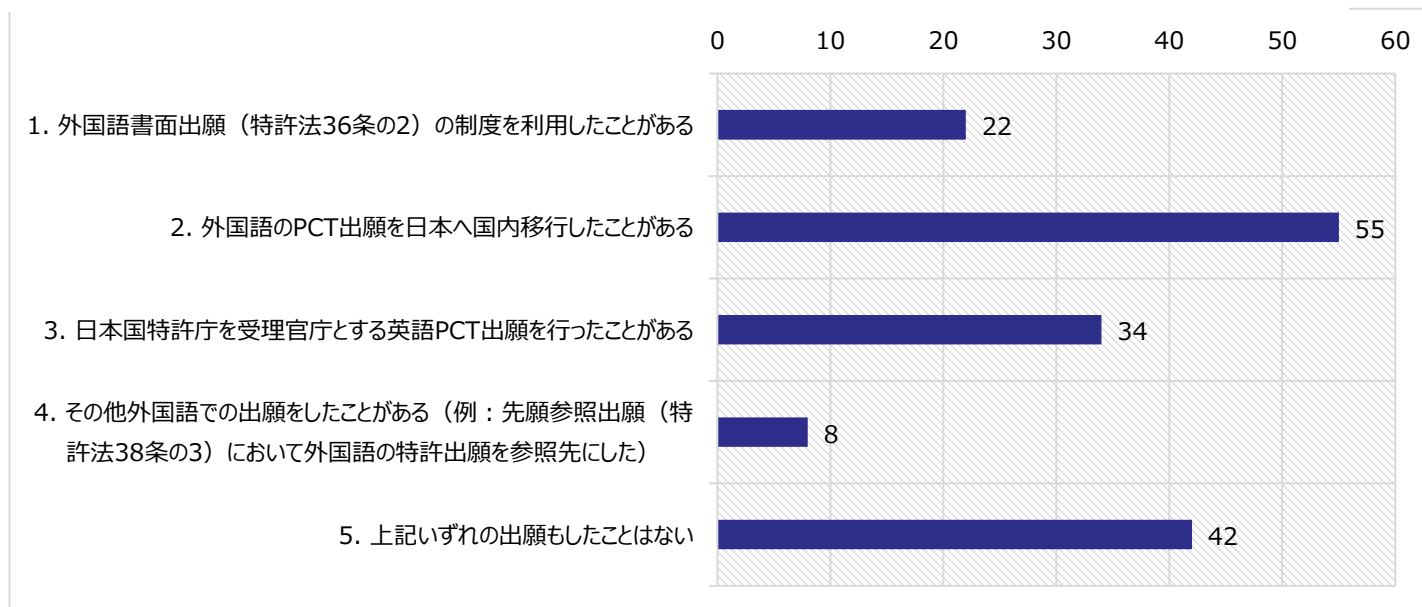
・回答者は、全員特許の出願経験あり

貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか。（回答者数114）



・半数以上は、外国語書面による日本への出願経験あり

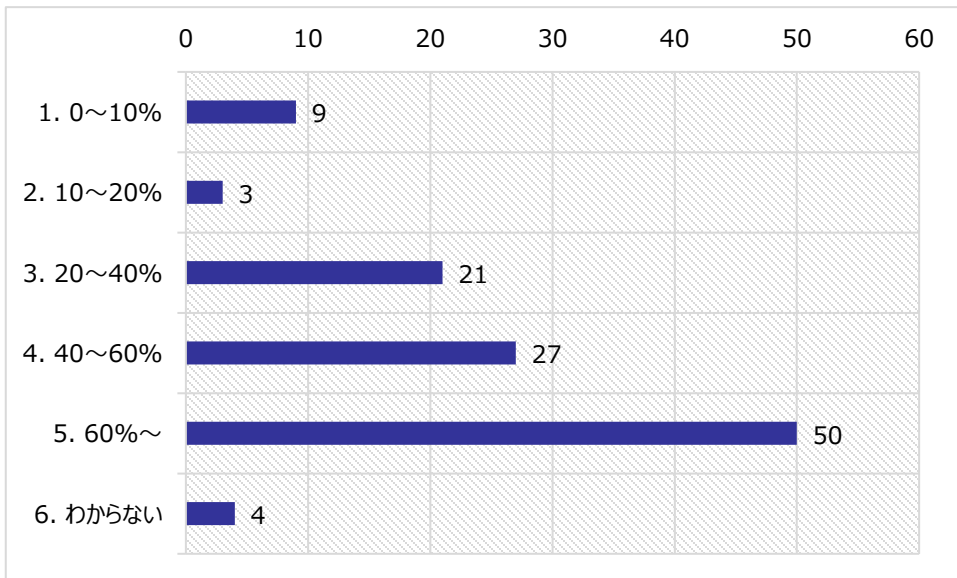
貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか。（複数回答可）（回答者数112）



■ 回答者の属性等（質問項目A）（2/2）

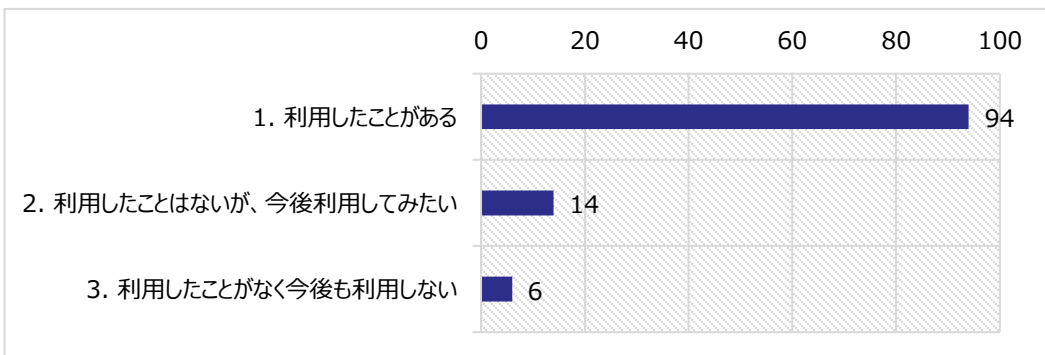
- ・ 出願全体に占める日本出願の割合は、「60%～」が最も多く、次いで10～20%、50～70%「40～60%」、「20～40%」等、複数の層に分布

貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか。（回答者数114）



・ 8割以上が機械翻訳サービスの利用経験ありと回答

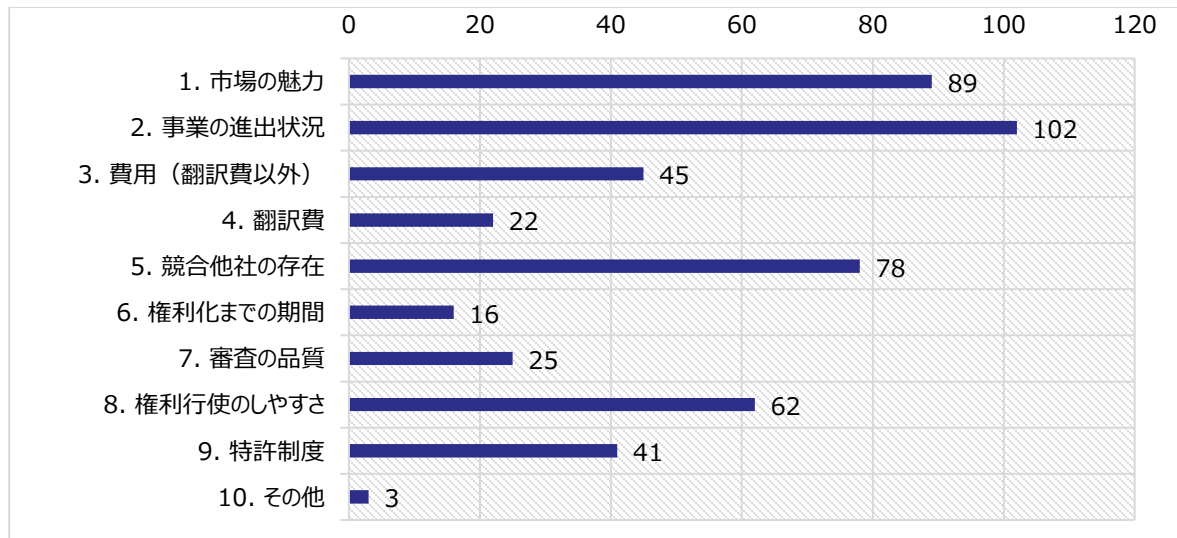
貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか。（回答者数114）



■ 外国からの特許出願に係る課題（質問項目B）

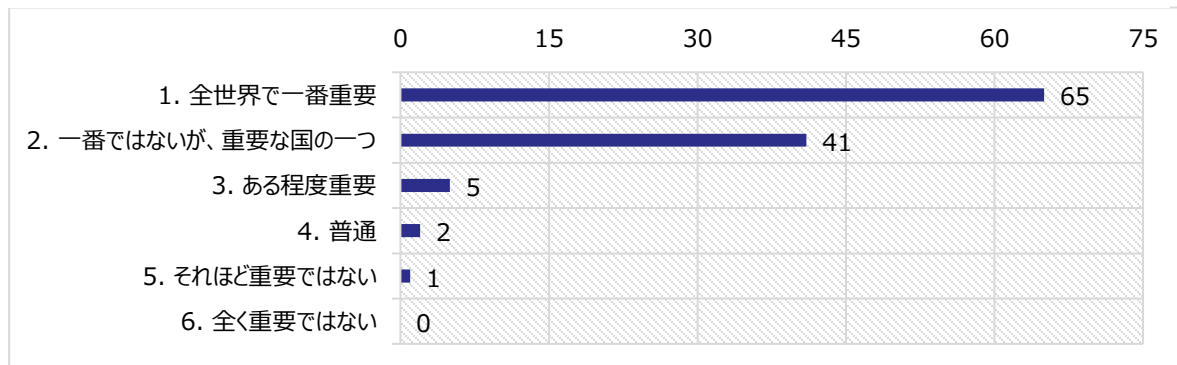
- 「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」、「権利行使のしやすさ」が対象国選定における重要要素

特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか。（複数回答可）（回答者数114）



・ 回答者のほとんどが日本を重要な出願先と回答

貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか。（回答者数114）

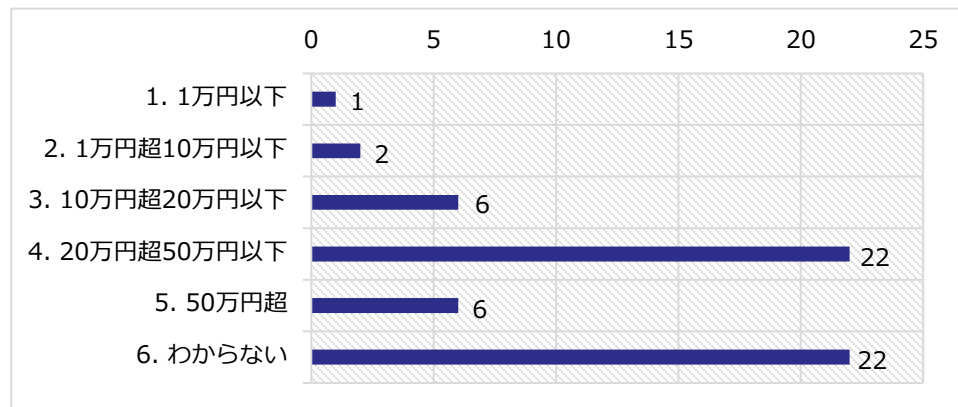


■ 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題（質問項目C）（1/2）

- ・元が外国語の特許出願を日本に出願した際の翻訳費用（1出願あたり）

→「20万円超50万円以下」が最多

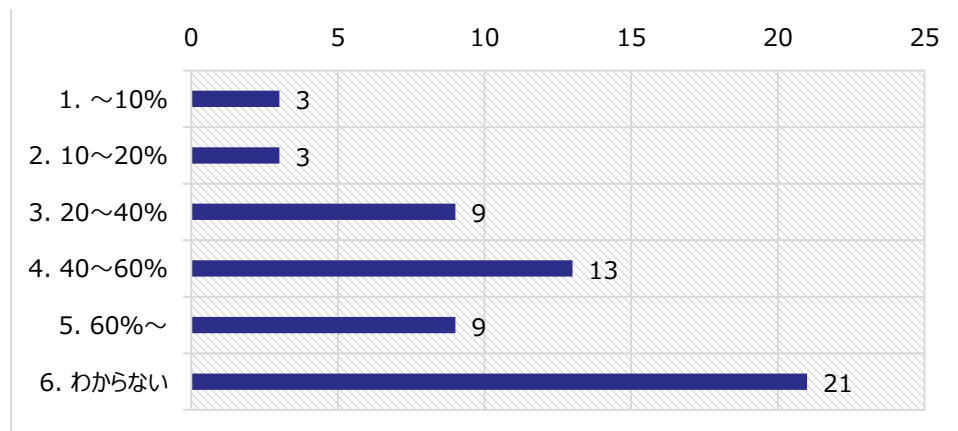
貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか。（回答者数59）



- ・1出願あたりの翻訳費用が、1出願あたりの全費用に占める割合

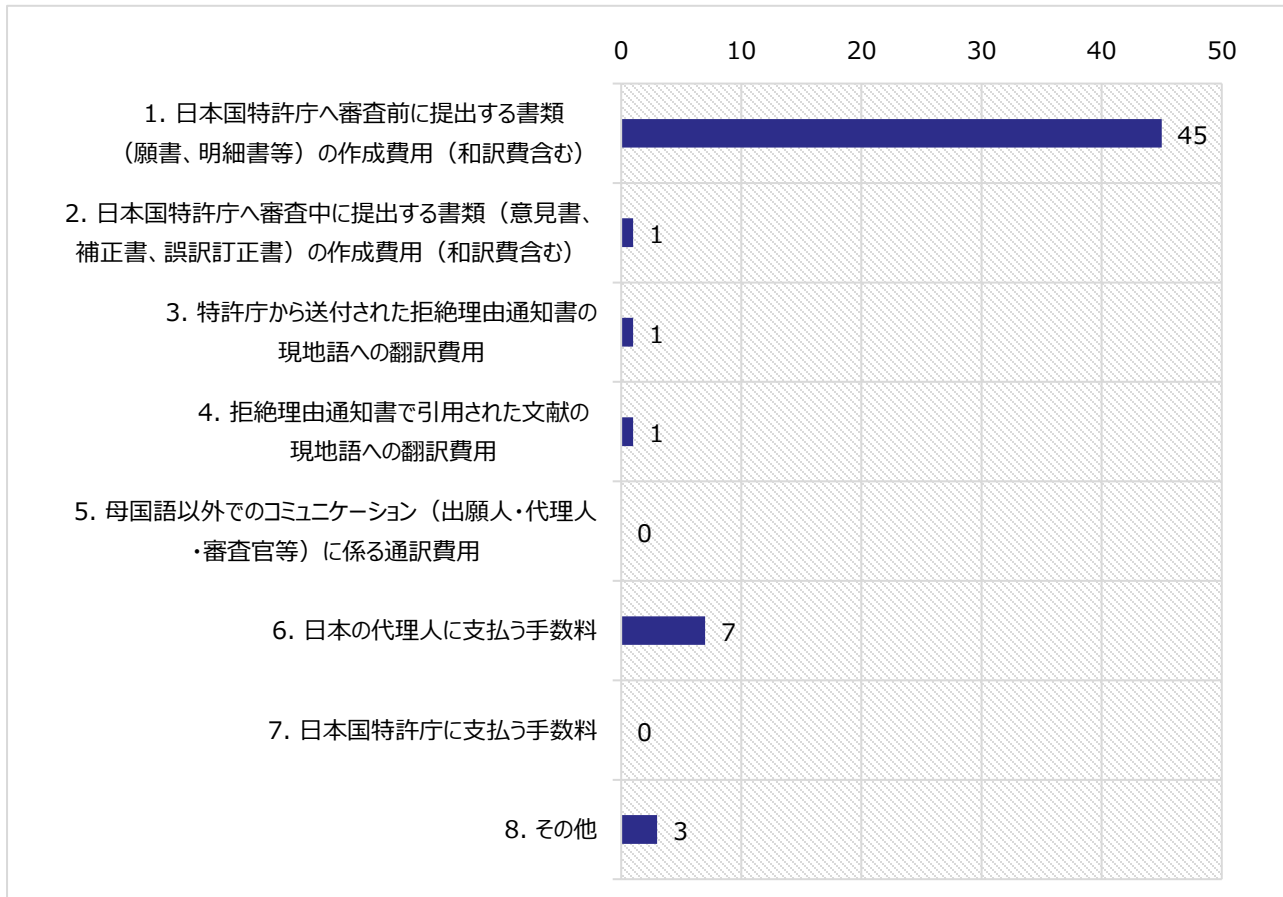
→約6割が40%超

1出願あたりの翻訳費用が、1出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか。（回答者数58）



- 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題（質問項目C）（2/2）
 - ・元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いもの
 - 日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（翻訳費含む）

元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものを選択してください。（回答者数58）

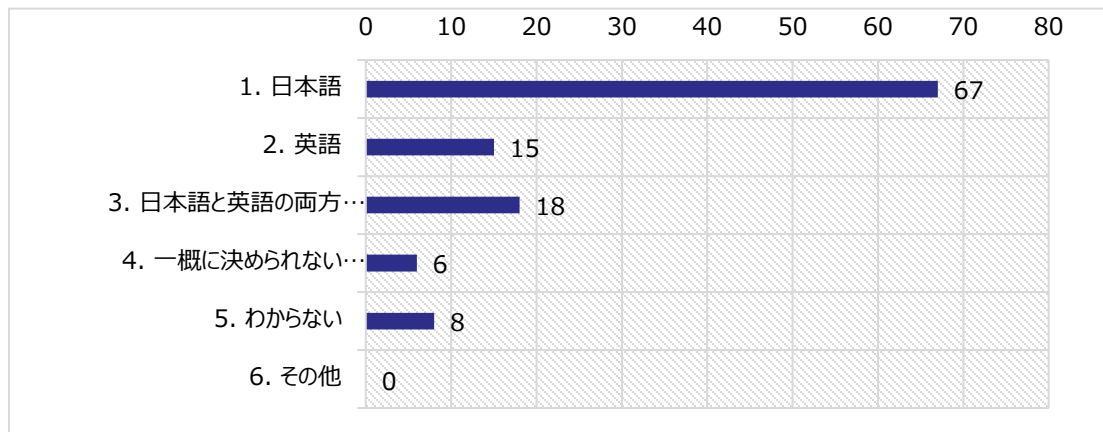


■ 外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目D）（1/3）

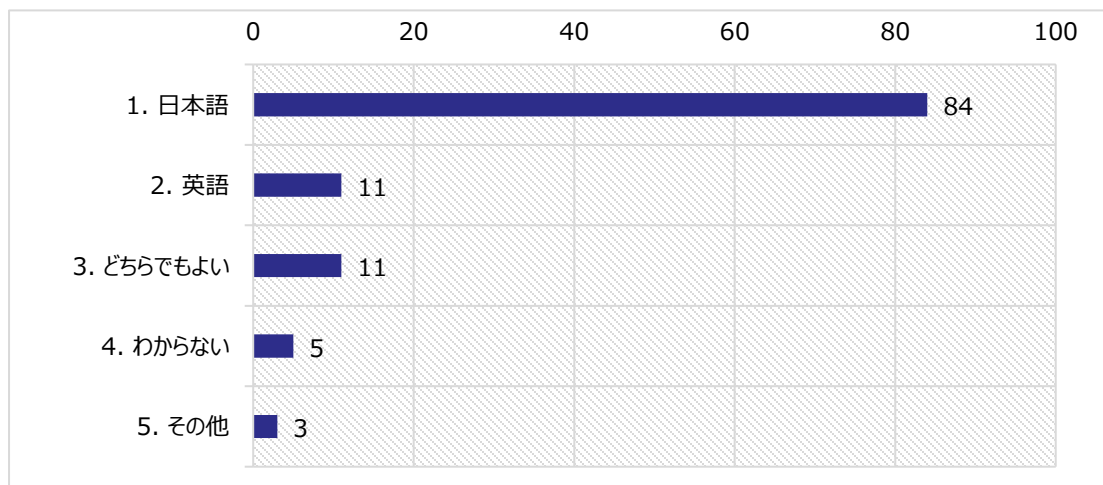
- ・元が英語の特許出願の審査及び審査に係る手続に用いる言語

→どちらも「日本語」が最多

元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいでしょうか。（回答者数114）



元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいでしょうか。（回答者数114）

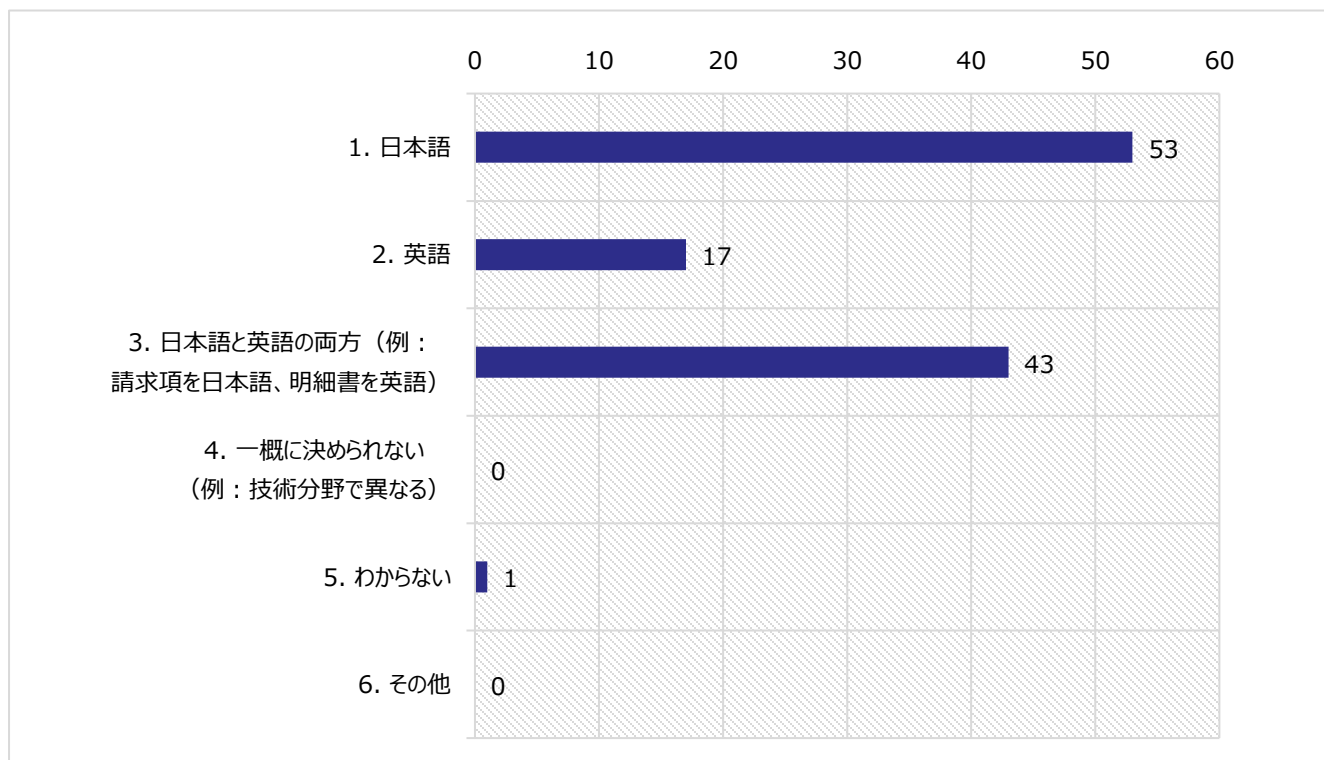


■ 外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目D）（2/3）

- ・公開を希望する言語

→「日本語」が最多であるものの、「日本語と英語の両方」の併記を支持する回答も目立った

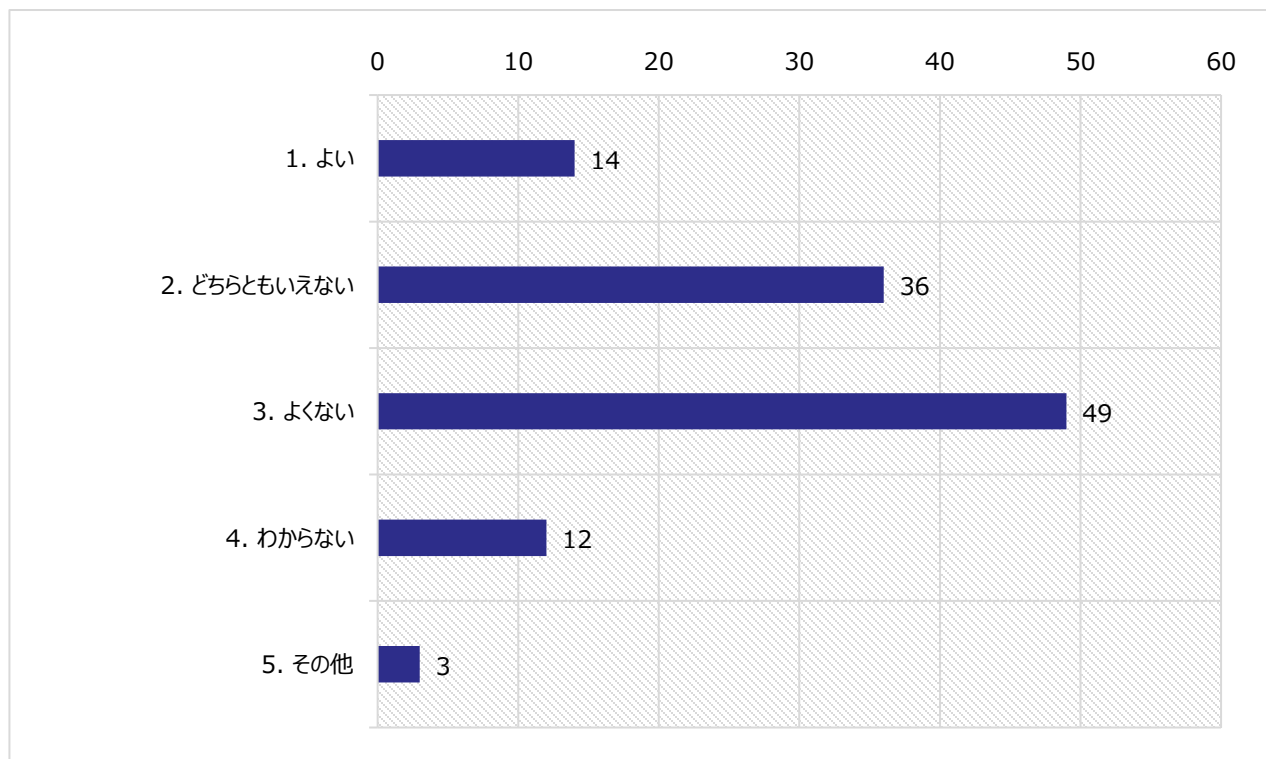
貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答ください。元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが最も好ましいでしょうか。（回答者数114）



■ 外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目D）（3/3）

- ・元が英語の特許出願の審査に用いる明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語翻訳に関して、機械翻訳のみで対応することへの是非
→否定的な意見が4割近くを占め、肯定的な意見を上回った

元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいでしょうか。（回答者数114）



②外資系企業

➤ 外資系企業を対象にアンケートを実施し、以下の項目について回答を得た。

（質問項目A）回答者の属性

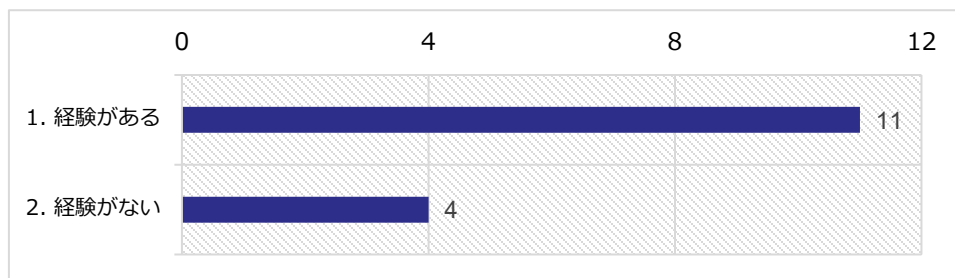
（質問項目B）外国からの特許出願に係る課題

（質問項目C）現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

■ 回答者の属性等（質問項目A）（1/2）

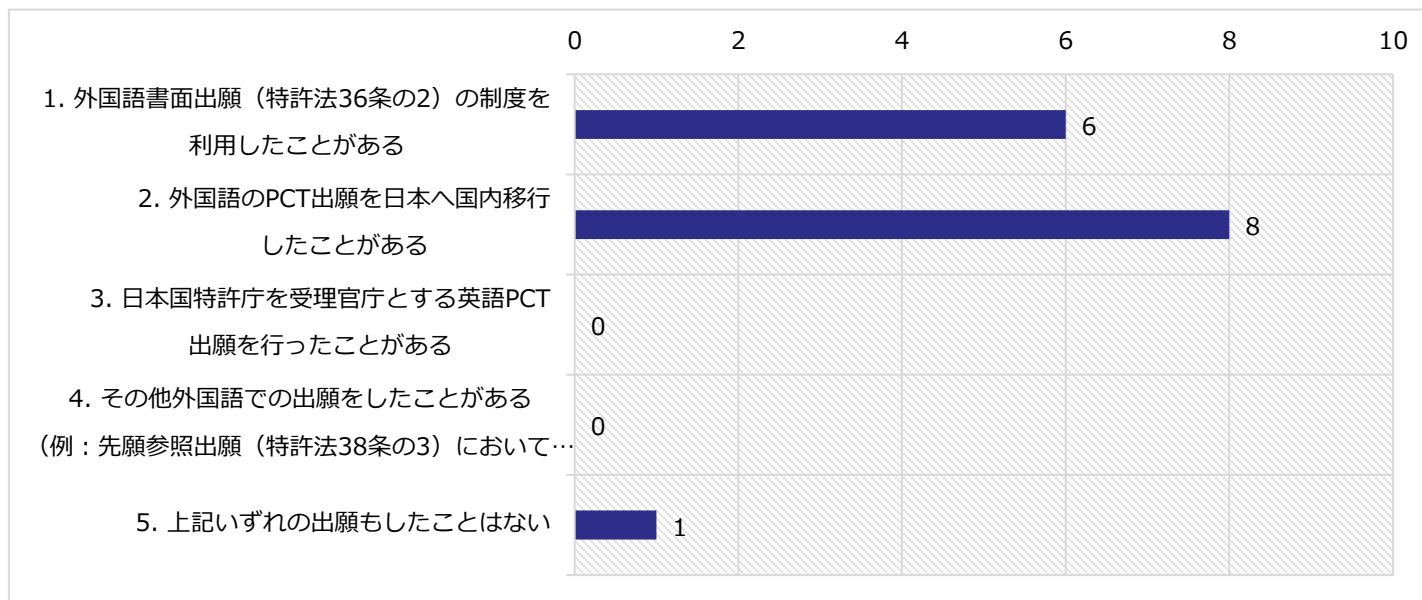
・回答者の約7割は、特許の出願経験あり

貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか。（回答者数15）



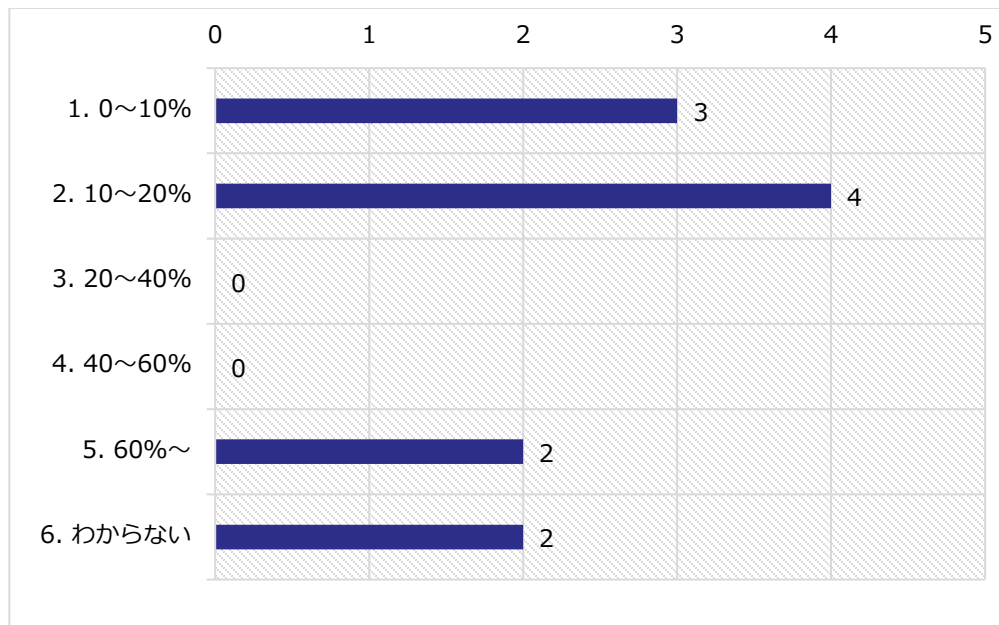
・7割以上は、外国語書面による日本への出願経験あり

貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか。（複数回答可）（回答者数11）



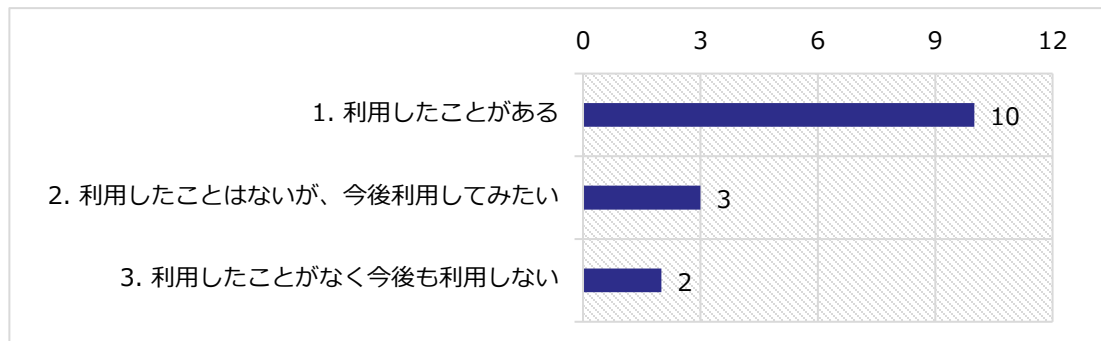
■ 回答者の属性等（質問項目A）（2/2）

- 出願全体に占める日本出願の割合は、「10～20%」が最も多いものの、回答が分かれた貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか。（回答者数114）



・約7割が機械翻訳サービスの利用経験ありと回答

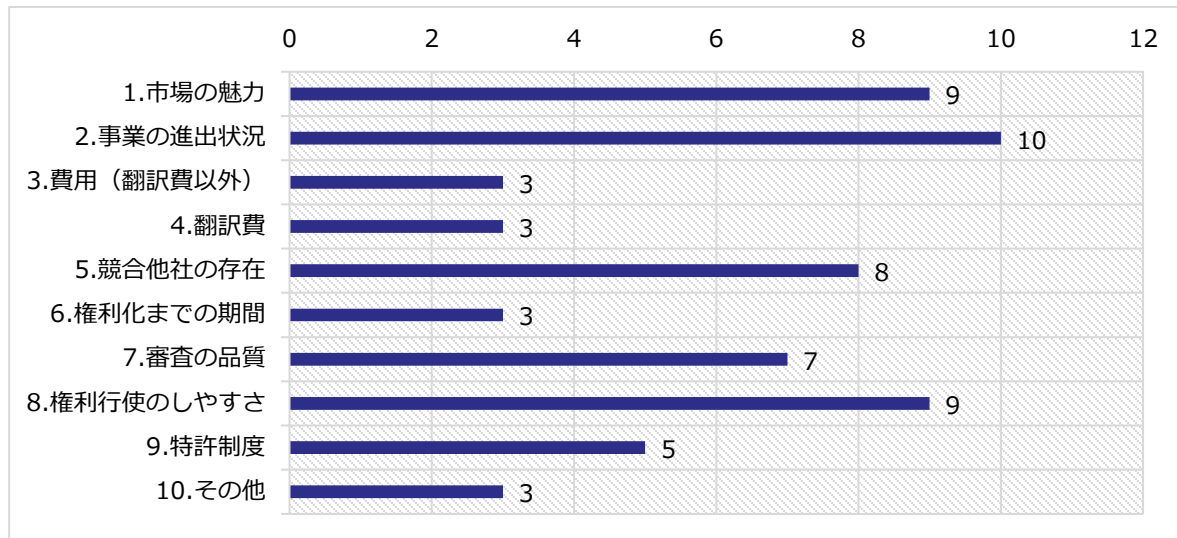
貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか。（回答者数15）



■ 外国からの特許出願に係る課題（質問項目B）

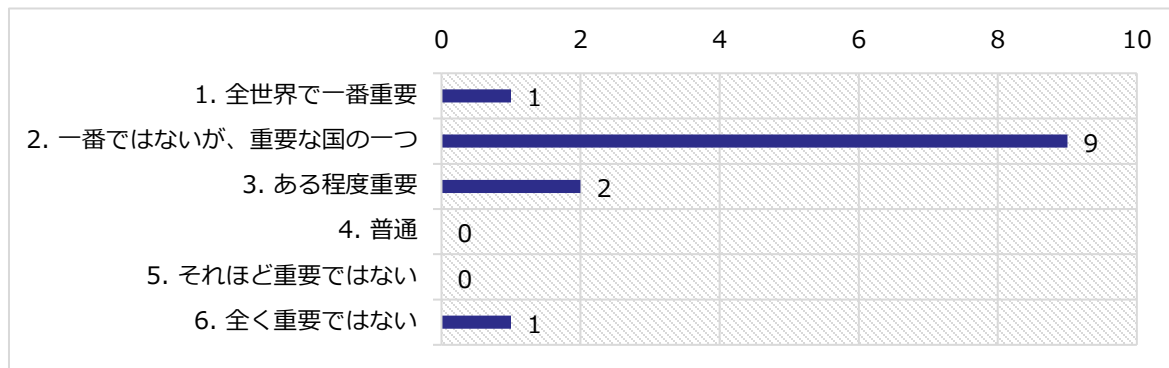
- 「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」、「権利行使のしやすさ」が対象国選定における重要要素

特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか。（複数回答可）（回答者数14）



- 回答者のほとんどが日本を一番ではないが重要な国の一つと回答

貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか。（回答者数13）

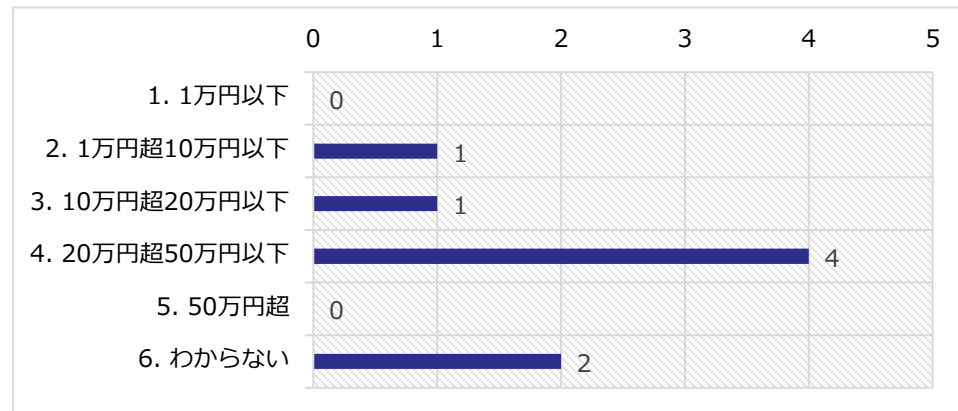


■ 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題（質問項目C）（1/2）

- ・元が外国語の特許出願を日本に出願した際の翻訳費用（1出願あたり）

→「20万円超50万円以下」が最多

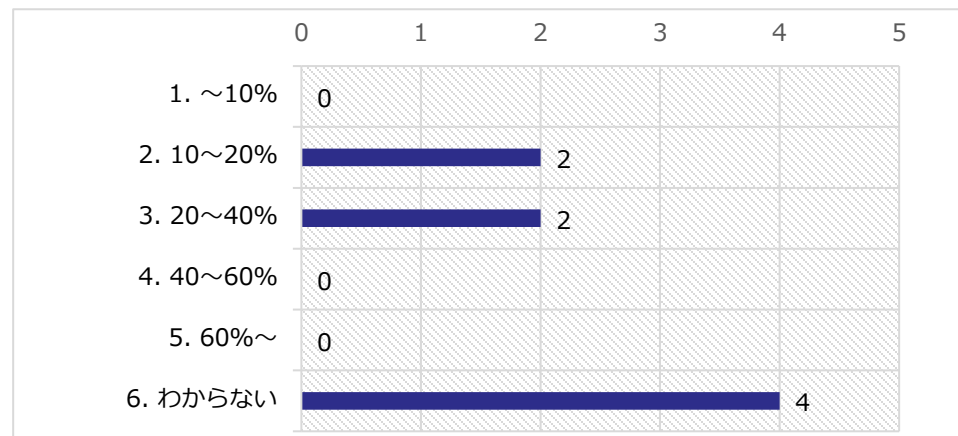
貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか。（回答者数8）



- ・1出願あたりの翻訳費用が、1出願あたりの全費用に占める割合

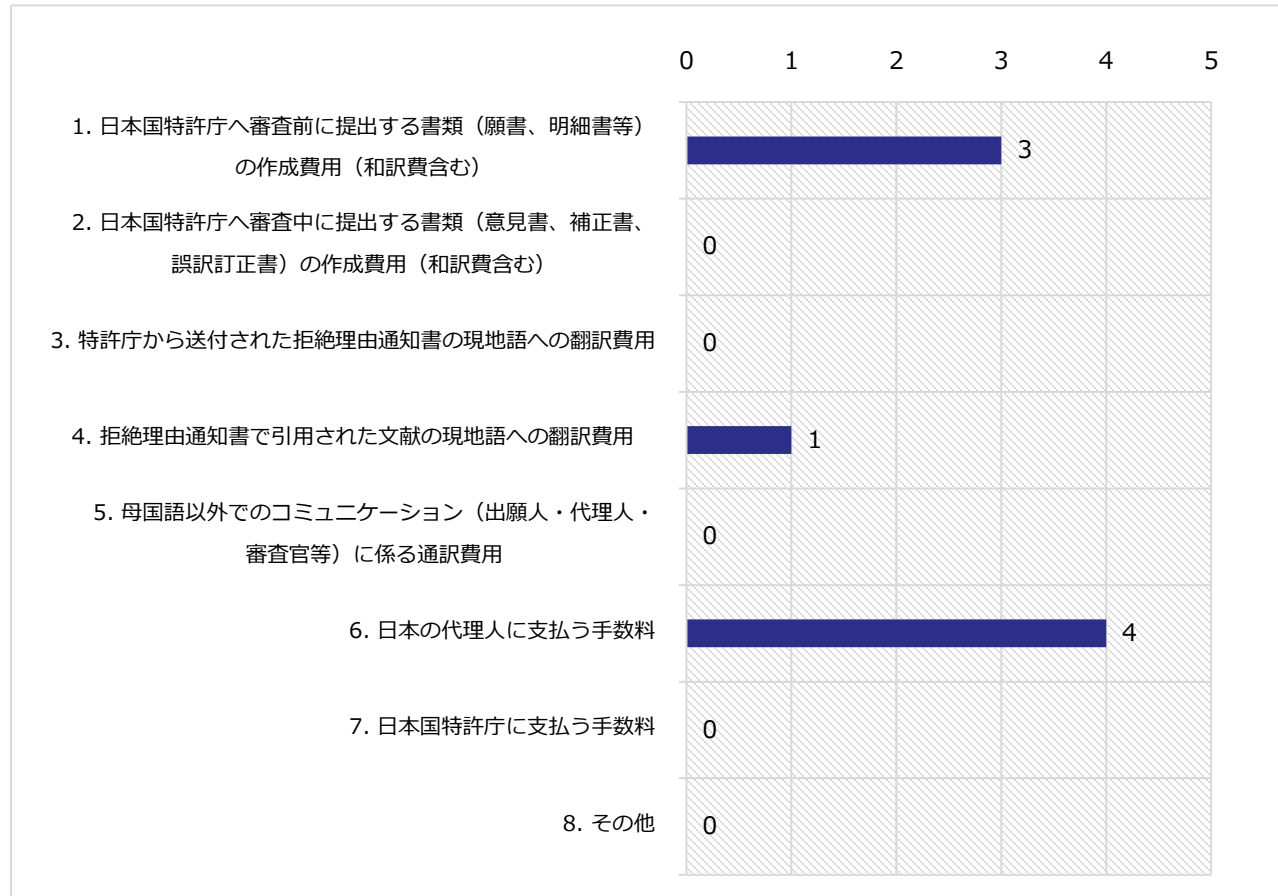
→「わからない」を除くと「10～20%」、「20～40%」のみ

1出願あたりの翻訳費用が、1出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか。（回答者数8）



- 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題（質問項目C）（2/2）
 - ・元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いもの
 - 概ね、「日本の代理人に支払う手数料」及び「日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（翻訳費含む）」の二つに回答が分かれた

元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものを選択してください。（回答者数8）



③代理人・代理人事務所

➤ 代理人・代理人事務所を対象にアンケートを実施し、以下の項目について回答を得た。

（質問項目A）回答者の属性

（質問項目B）外国からの特許出願に係る課題

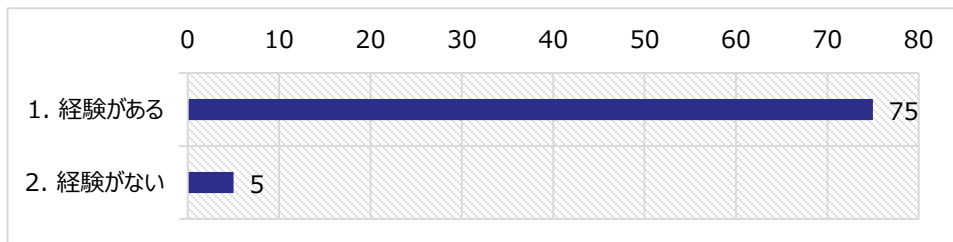
（質問項目C）現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題／対応に関する質問

（質問項目D）外国語出願の受け入れ環境の在り方

■ 回答者の属性等（質問項目A）（1/2）

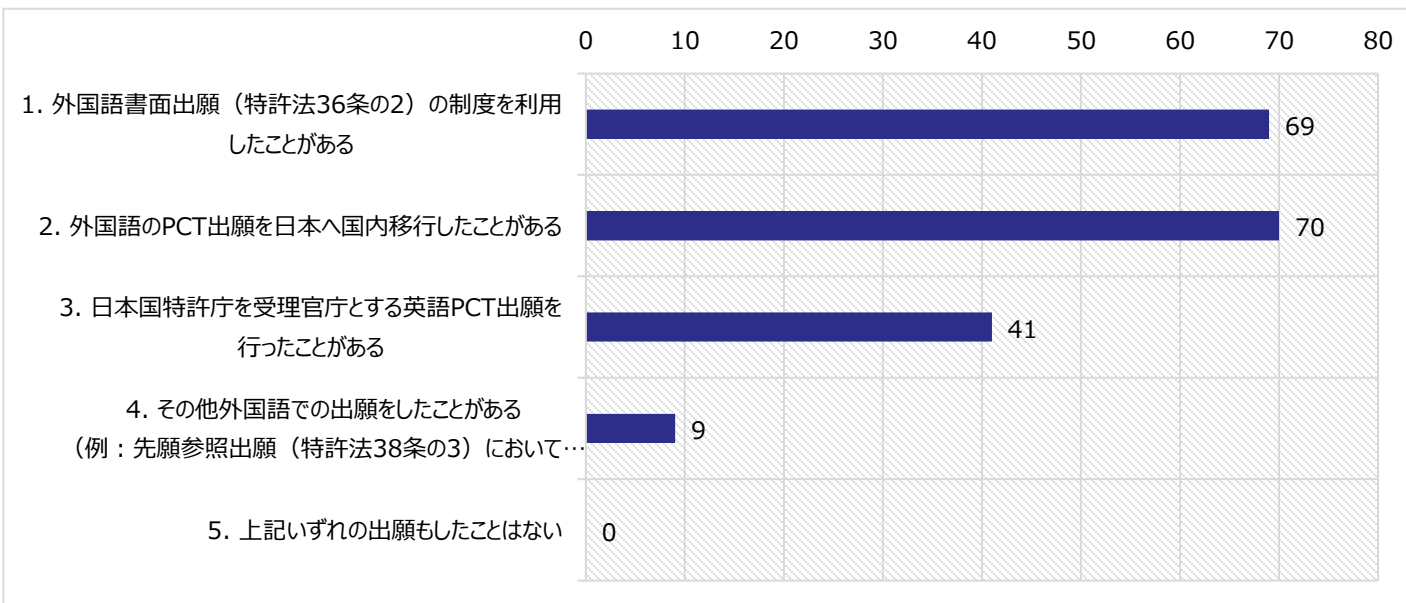
・回答者のほとんどが特許の出願経験あり

貴組織では、特許出願をした経験はございますでしょうか。（回答者数80）



・回答者のほとんどが外国語書面による日本への出願経験あり

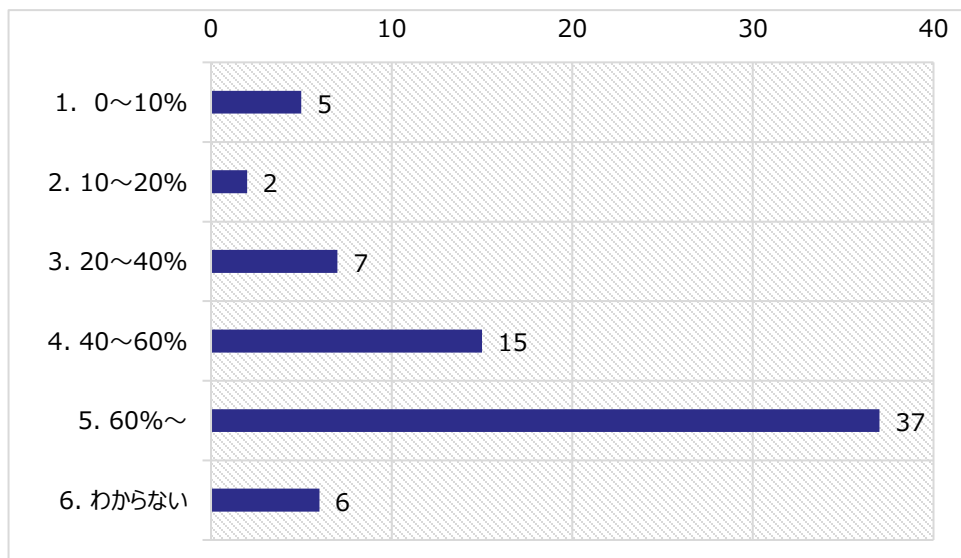
貴組織では、外国語の書面で日本へ出願した経験はございますでしょうか。（複数回答可）（回答者数75）



■ 回答者の属性等（質問項目A）（2/2）

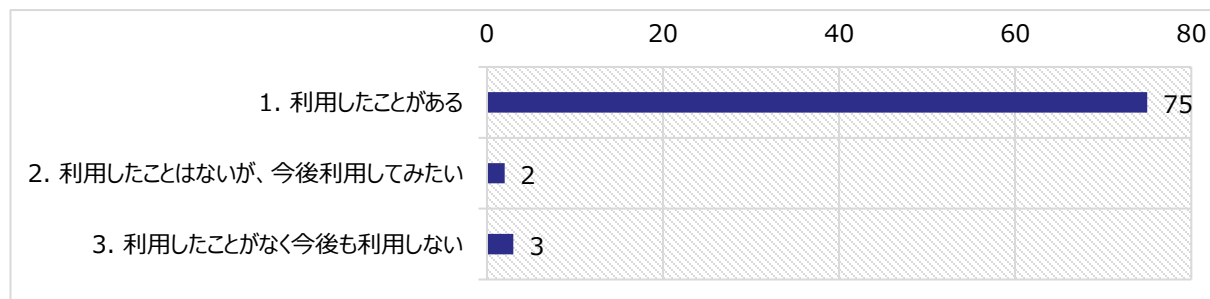
・ 回答者の半数が日本出願の割合が40%超と回答

貴組織における世界各国の特許庁への出願件数のうち、日本国特許庁への出願件数が占める割合はどの程度でしょうか。（回答者数74）



・ 8割以上が機械翻訳サービスの利用経験ありと回答

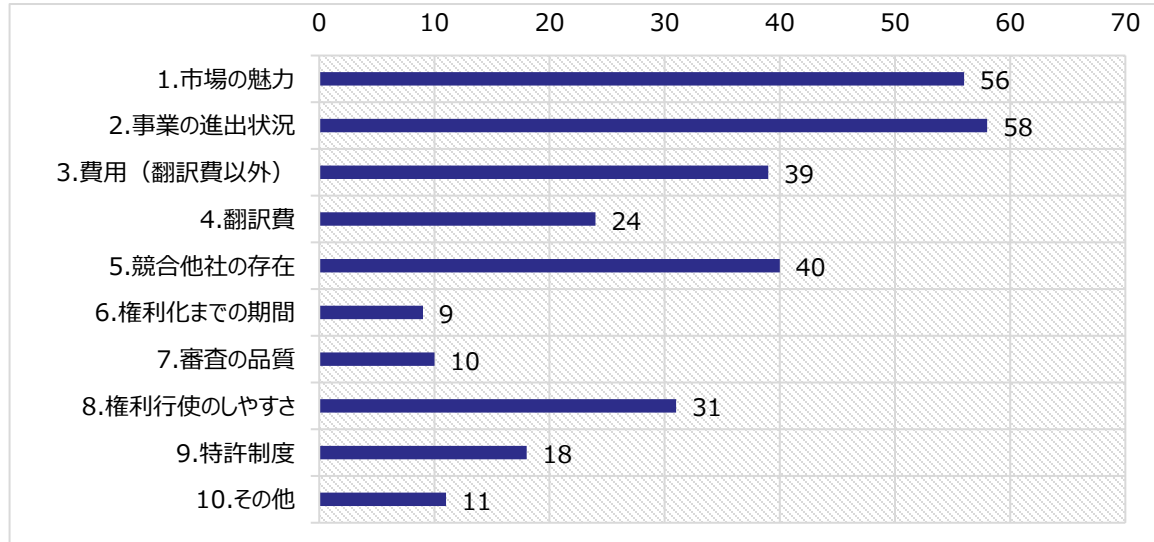
貴組織では、特許に関する業務で機械翻訳を利用した経験はございますでしょうか。（回答者数80）



■ 外国からの特許出願に係る課題（質問項目B）

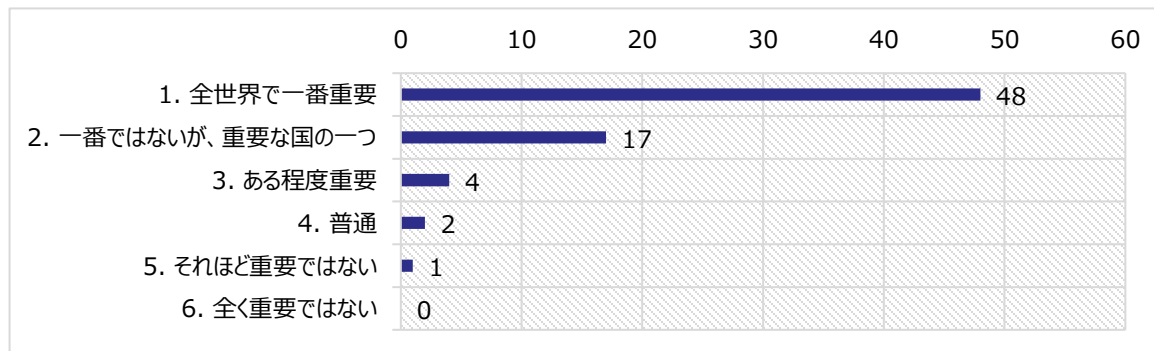
- 「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」、「費用（翻訳費以外）」が対象国選定における重要要素

特許出願をする対象国の選定に重要な要素は何でしょうか。（複数回答可）（回答者数76）



・回答者のほとんどが日本を重要な出願先と回答

貴組織にとって、特許の出願先として、日本はどの程度重要でしょうか。（回答者数73）

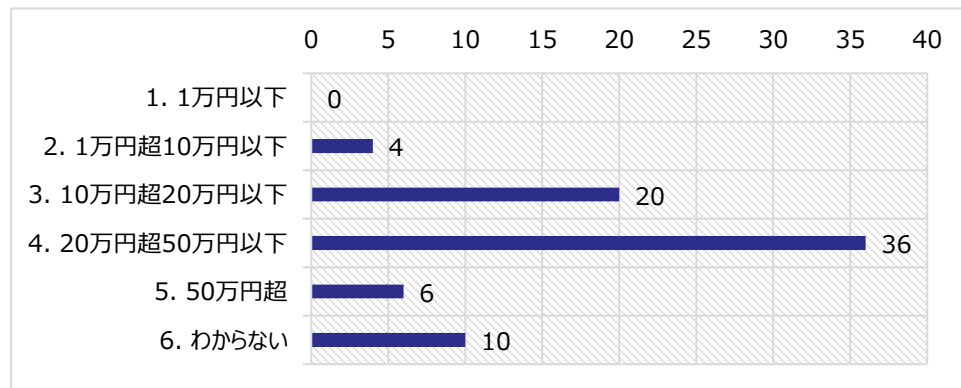


■ 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題（質問項目C）（1/2）

- ・元が外国語の特許出願を日本に出願した際の翻訳費用（1出願あたり）

→「20万円超50万円以下」が最多

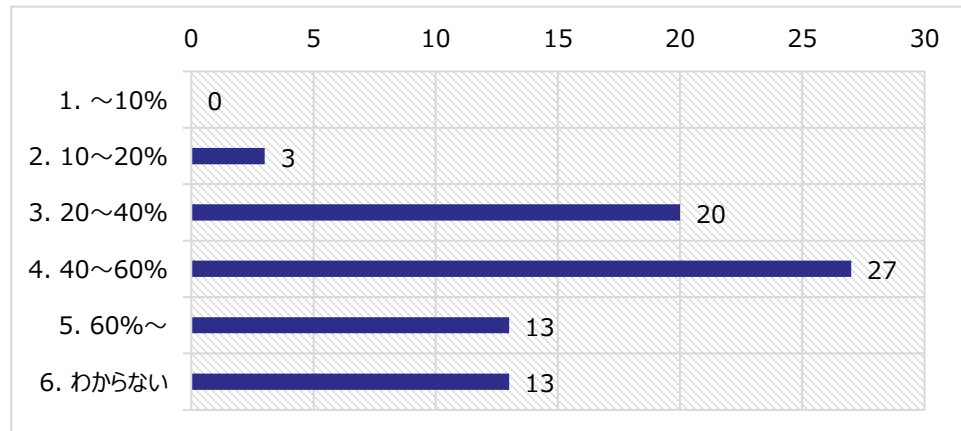
貴組織では、元が外国語の特許出願を日本に出願した際における、1出願あたりの翻訳費用はどの程度でしょうか。（回答者数76）



- ・1出願あたりの翻訳費用が、1出願あたりの全費用に占める割合

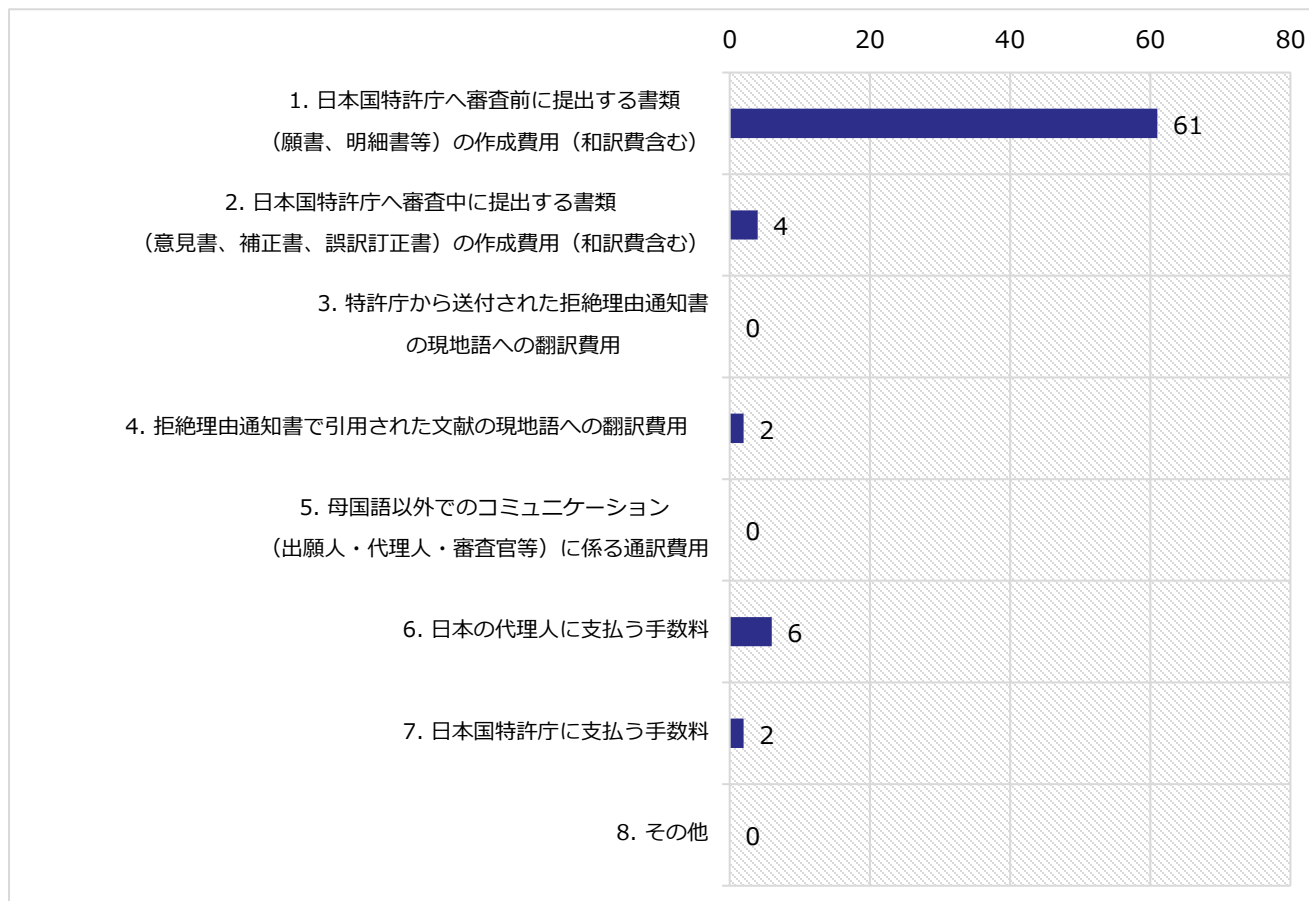
→半数以上が40%超

1出願あたりの翻訳費用が、1出願あたりの全費用に占める割合はどの程度でしょうか。（回答者数76）



- 現在の外国語による出願の受け入れ環境に対する課題（質問項目C）（2/2）
 - ・元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いもの
 - 日本国特許庁へ審査前に提出する書類（願書、明細書等）の作成費用（翻訳費含む）

元が外国語の特許出願を日本に出願するにあたって、最も費用負担が重いものを選択してください。（回答者数75）

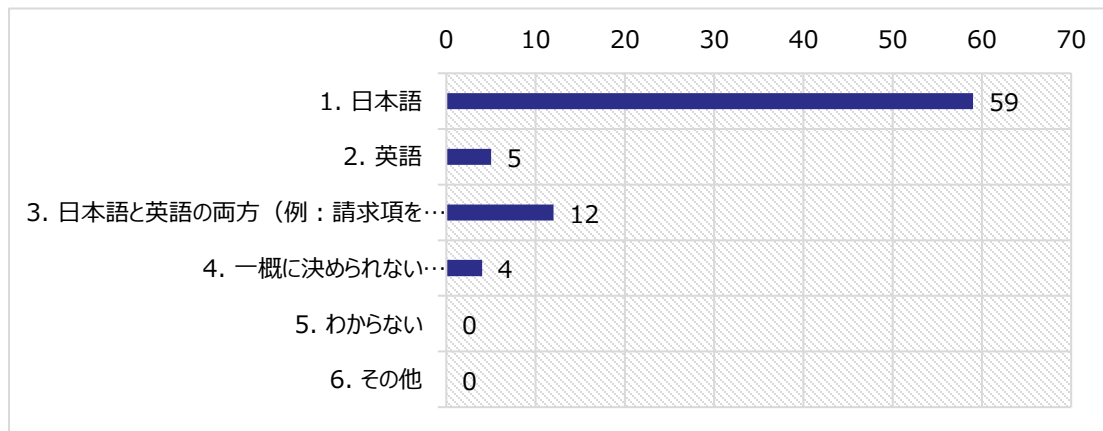


■ 外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目D）（1/3）

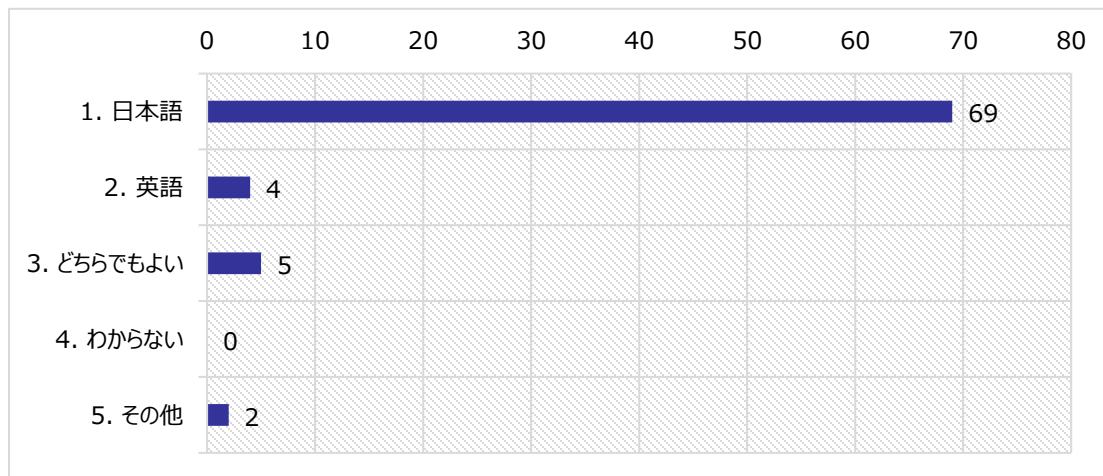
- ・元が英語の特許出願の審査及び審査に係る手続に用いる言語

→どちらも「日本語」が最多

元が英語の特許出願の審査は、何語の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）に基づいて行われるのがよいでしょうか。（回答者数80）



元が英語の出願の審査に係る手続（意見書、補正書、拒絶理由通知書等の特許庁からの通知、審査官との面接・応対等）は、何語で行われるのがよいでしょうか。（回答者数80）

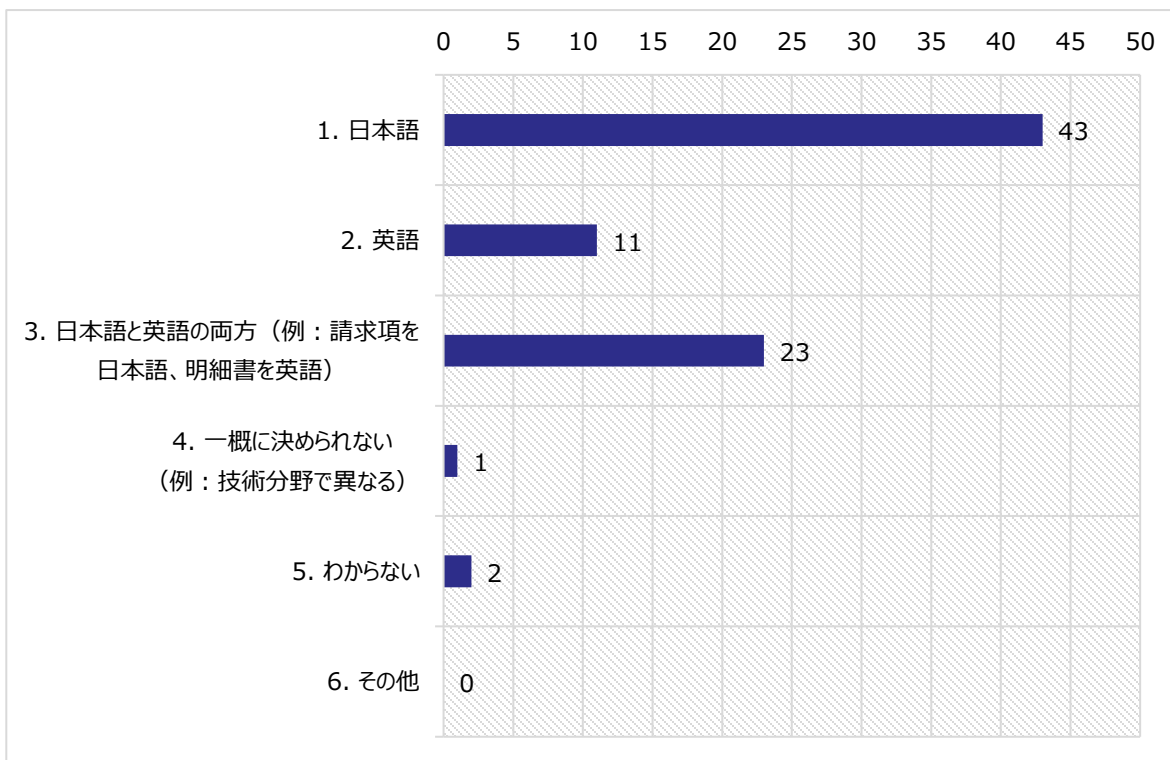


■ 外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目D）（2/3）

- ・公開を希望する言語

→「日本語」が最多であるものの、「日本語と英語の両方」の併記を支持する回答も一定数あり

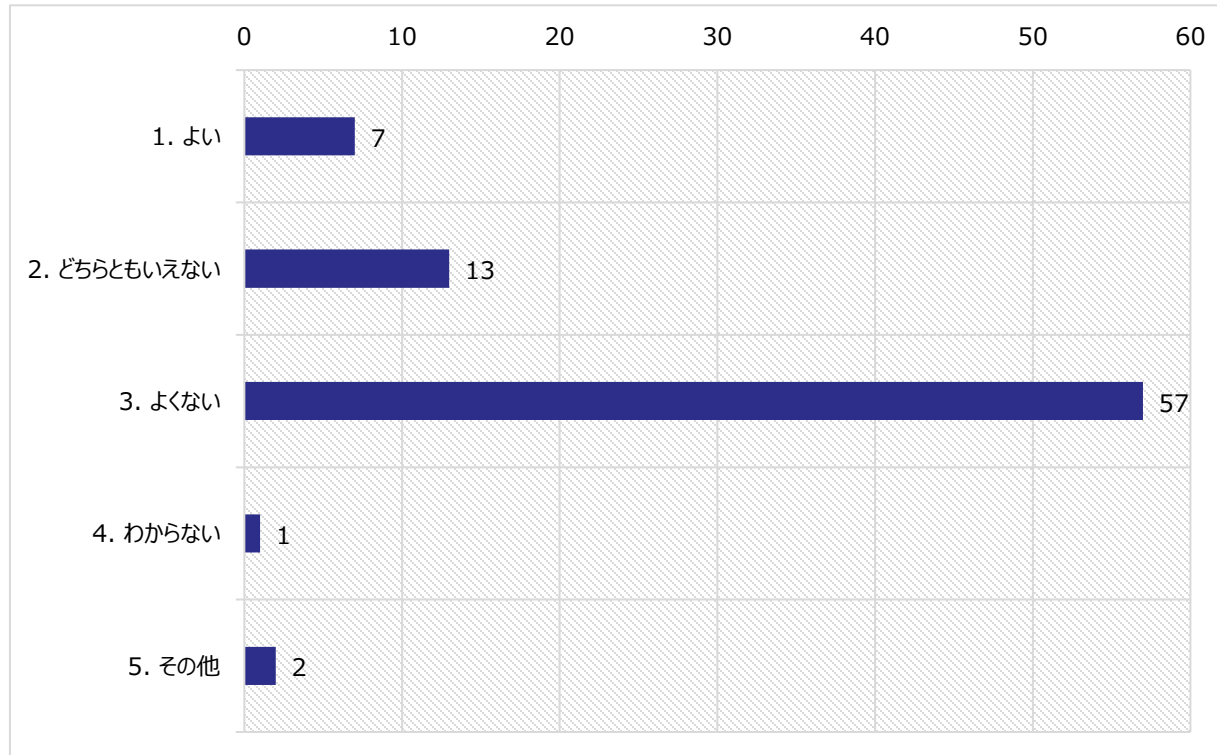
貴組織でクリアランス調査を行う場合を念頭に御回答ください。元が英語の出願の特許公報（権利公報）について、何語で公開されるのが最も好ましいでしょうか。（回答者数80）



■ 外国語出願の受け入れ環境の在り方（質問項目D）（3/3）

- ・元が英語の特許出願の審査に用いる明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語翻訳に関して、機械翻訳のみで対応することへの是非
→7割以上が否定的な回答を示した

元が英語の特許出願の審査の明細書等（特許請求の範囲、明細書、図面）の日本語への翻訳は機械翻訳（人手による編集無し）でもよいでしょうか。（回答者数80）



① 具体的な出願の英日機械翻訳

■ 調査方法

- ・ 外国で出願された英語の公開公報から、特許請求の範囲の記載及び明細書中の発明の特徴部分に係る記載を抽出
- ・ 抽出した箇所を人手及び機械翻訳（DeepL／みんなの自動翻訳@TexTra）で翻訳
- ・ 英語原文・人手翻訳・機械翻訳を並列提示し、国内企業・代理人・法学者に翻訳品質を評価してもらった

■ 機械翻訳に関する評価結果

- ・ 内容伝達レベル及び流暢さの点では一定の水準に達している
- ・ 概要把握や参考資料としての利用には概ね問題なし

■ 機械翻訳の課題

- ・ 訳語の不統一（同一語の異訳）
- ・ 重要技術用語の誤訳
- ・ 訳抜け・不要語句の付加
- ・ 特に請求項では訳揺れ・誤訳が権利範囲の解釈に影響する可能性
- ・ 複雑な構文・専門分野では致命的な誤訳が潜在するリスクあり

⇒ 実際の出願書類にそのまま用いることは困難

②外国からの特許出願に係る課題

■ 企業及び代理人が特許出願の対象国を選定する際に重視する要素

- ・主に、「市場の魅力」、「事業の進出状況」、「競合他社の存在」、「権利行使のしやすさ」を重視

⇒当該国における事業展開の意義や競争環境、特許の戦略的有効性が重要な判断要素

■ 外国から見た特許出願先としての日本の位置づけ

- ・最重要出願国から選別の出願国へと変化
- ・市場規模・成長性の停滞により 優先順位が相対的に低下

■ 主な要因

- ・市場規模・成長性の停滞
- ・産業競争力の相対的低下
- ・損害賠償額の水準の低さ
- ・訴訟件数の少なさ
- ・和解志向の強さ

⇒権利行使による経済的リターンが限定的

■ 翻訳費用低減による出願数増加への影響

- ・翻訳費用は、出願国選定の一要素ではあるものの、決定的要因ではない
- ・出願件数増加への影響は限定的
- ・一方、出願判断を後押しする可能性はあるとの意見あり

⇒影響は限定的又は間接的にとどまるとの見解が多数を占めた

③機械翻訳の活用に係る現状及び課題

■ 機械翻訳に対する現状評価

- ・近年、機械翻訳の精度は、大幅に向上
- ・明細書や引用文献の内容把握には十分に活用可能との評価が多数
- ・一方、先述の機械翻訳特有の課題あり

⇒機械翻訳のみでの日本語出願・審査手続は原則として許容できないとの見解が多数

■ 特許庁機械翻訳利用への評価

- ・特許庁が人手による編集を行わず機械翻訳のみを用いて、公報の作成や実体審査に用いる原本（明細書等）を作成することについて

⇒慎重又は否定的な見解が多数を占めた

■ 外国語のみでの出願・審査手続の課題

- ・特許の出願・審査手続を全て外国語で行うことが許容されると仮定した場合、出願人、代理人及び第三者に新たな負担や実務上の課題が生じるとの見解が多数

<主な懸念>

- ・質の担保の問題、用語の解釈や権利範囲の不明確化、誤訳・不統一な訳語への対応、裁判における権利解釈の困難さ等
- ・対象言語は現実的には英語に限定すべきとの意見が多く、英語以外の言語への機械翻訳の対応は実務上困難との認識が共有された

④外国語書面に基づいた手続に対する法制面の課題（1/2）

■ 外国語のみによる特許手続の可否（法学者の見解）

- ・理論上は限定的範囲であれば許容され得るとの意見あり
- ・一方、日本の公用語は日本語であり、裁判所法上、裁判手続は日本語で行われる
- ・特に、審決取消訴訟や侵害訴訟に発展した場合、最終的には日本語で審理が行われるため、行政手続と司法手続との連続性を踏まえた制度設計が不可欠

⇒現実的には許容は困難との見解が有力

■ 外国語のみで成立した特許の法的効力

- ・日本語による手続と本質的な差異はないとする見解が比較的多数
- ・一方で、第三者による監視・確認の負担増大、権利範囲の解釈における不確実性の拡大、公示機能の実効性低下等の実務上の懸念が示された
- ・行政庁の公示や特許公報を外国語のみで行うことについても、制度上は直ちに否定されないとの見解がある一方、情報アクセスの公平性や法的安定性の観点から慎重論が目立った

④外国語書面に基づいた手続に対する法制面の課題（2/2）

■ 検討した制度案

①外国語書面を原本とし翻訳文を求めない案

- ・日本語を前提とする法体系下での権利解釈の困難性や公示機能への影響から否定的意見が多数

②特許庁が機械翻訳した日本語翻訳文を原本とする案

- ・一定の現実性を有するとの評価もあるが、誤訳時の責任帰属、国家賠償リスク、機械翻訳の品質確保といった制度的課題が指摘された

③出願人が任意又は求めに応じて翻訳文を提出し、それを原本とする案

- ・柔軟性の観点から評価される一方、翻訳未提出の場合の問題や取扱いの不統一による第三者の予見可能性低下が懸念された

■ 全面的に外国語での出願・審査を導入した場合の共通課題

- ・出願人、特許庁、第三者のいずれにとっても多面的課題が存在
- ・侵害訴訟等において権利範囲や先行技術との同一性が争われる場合、明細書等が外国語であることに起因する解釈上の争点が生じ得る
- ・裁判手続が日本語で行われる以上、翻訳を介した審理が不可避となる
- ・言語能力の差異に起因する実質的不均衡が生じる可能性
- ・対象言語が英語以外にも拡大した場合、その影響が一層深刻化

アンケート・ヒアリング調査を通じて、国内企業・外資系企業・代理人・法学者のそれぞれの立場から、日本が出願先として選ばれにくい要因と受入れ環境の方向性を検討した。

出願国選定については、「事業の進出状況」、「市場の魅力」、「競合他社の存在」及び「権利行使のしやすさ」が共通して重視されていることが分かった。一方、日本は、その観点から、重要な国の一つではあるが最優先ではなく、案件によっては除外され得る実態が確認された。その背景には、日本の市場の魅力が相対的に低下していることが関係していることが分かった。

この状況下では、市場の規模等が拮抗する場合、翻訳費用を含む出願コストが最終的な出願判断を左右し得る要素の一つとなることが確認された。そこで、翻訳コストの低減に向けて、翻訳文の提出を不要とする案や特許庁による機械翻訳の導入等について検討したが、機械翻訳の誤訳による権利範囲の不明確化や責任の所在、日本語の翻訳文が無いことに伴う公示機能の信頼性低下、裁判との連続性の問題等への懸念の声が強かった。

以上を踏まえ、翻訳文提出を直ちに不要とする制度変更には慎重であるべきであり、機械翻訳の活用についても、品質向上及び評価手法の透明化を前提に、審査実務との整合性や国際動向を踏まえつつ段階的に検討することが望ましいと考えられる。

禁無断転載

令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に
関する調査研究について
(要約版)
令和8年3月

請負先
一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地
精興竹橋共同ビル5階